

新潟県版 J-クレジット制度認証委員会設置要綱

第1条 目的

本要綱は、新潟県版 J-クレジット制度の制度管理者である新潟県（以下「制度管理者」という。）が設置する新潟県版 J-クレジット制度認証委員会（以下「認証委員会」という。）に関する必要事項を定めたものである。

第2条 認証委員会の委員の選任等

- 1 認証委員会の委員（以下「委員」という。）は、有識者 5 人以上 10 人以内を制度管理者により任免される。
- 2 委員の任期は、1 年間とし、再任を妨げない。

第3条 認証委員会の運営

- 1 認証委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 認証委員会は、委員長の招集に基づき会議を開催する。
- 3 委員長は認証委員会の議長を務める。委員長にやむを得ない事情がある時は、副委員長は委員長を代行する。また、委員長は、必要に応じて、認証委員会の進行について他の委員に補助させることができる。
- 4 会議は、3 分の 2 以上の委員の出席をもって行われる。なお、委員長への委任状の提出のあった欠席委員については、出席とみなす。
- 5 認証委員会における決定は、原則として、コンセンサス方式により行なう。
- 6 議事内容について特別の利害関係を有する委員は、当該議事に係る認証委員会の決定に加わることができない。
- 7 委員会は非公開とし、配布資料は後日公開する。ただし、個別の事情に応じて、委員長は配付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 8 委員会の審議については記録を行い、審議の概要を公開する。
- 9 認証委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面により開催することができる。

第4条 認証委員会の業務

認証委員会では、次に掲げる業務を行う。

- 1 プロジェクト登録に関する審議
- 2 認証に関する審議
- 3 小委員会の設置
- 4 制度文書の決定及び改廃に関する審議
- 5 制度管理者への制度変更に関する意見の提出
- 6 その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議

第5条 事務局

認証委員会の事務局は、新潟県環境局環境政策課に置く。

第6条 その他

本要綱に定めるもののほか、認証委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が認証委員会に諮って定める。

附則

本要綱は、平成25年10月1日から施行する。

本要綱は、平成28年12月19日から施行する。

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。